

北海道上士幌高等学校生徒心得

この生徒心得は上士幌高等学校の生徒としての誇りを持ち、良き校風を創造するため自覚と責任を持って秩序ある生活を送るための心得である。

1 校内生活

(礼儀について)

- 1 校友、学校職員、来客に対し挨拶をする。
- 2 校長室、職員室、事務室等へ入る時は、コート類を脱ぎ、ノックと礼をする。
- 3 言葉遣いを正しくするとともに高校生として自分の言動には責任を持つ。

(服装等について)

- 1 服装は人格を表現するものであるから常に高校生らしくする。
- 2 制服については以下の事項を守らなければならない。
 - (1) 制服は本校指定のものとし、登下校時及び授業等において正しく着用しなければならない。
 - (2) 略装については指定されたもののみ認める。その他の略装は原則として認めないが、特別な場合は事前に担任に申し出て許可を得なければならない。この際、略装は指定ジャージとする。
 - (3) 制服の上にコート類を着用することは、登下校時以外は認めない。体調不良など特別な場合は学級担任に申し出て許可を得て、各授業においては教科担任にその旨を伝えるものとする。
 - (4) その他、詳細は制服に関する細則に基づくものとする。
- 3 上靴は本校指定のものを正しく着用する。外靴は特に指定はしないが、高校生らしいものとする。
- 4 頭髪はパーマ、染色等の加工をせず、高校生らしい清潔な状態を保つ。
- 5 化粧、マニキュア、装身具（ピアス・ネックレス・ブレスレット等）は禁止する。

(登下校・出欠席について)

- 1 登校は8時30分までとする。
- 2 下校は原則として、16時50分までとする。
- 3 欠席する場合は、保護者が速やかに学校へ連絡する。
- 4 早退する場合は、早退届を学級担任に提出し、許可を得なければならない。
- 5 登校時刻に遅刻した場合は、職員室で入室届をもらい、学級担任に提出しなければならない。また、授業に遅刻した場合も同様の手続きをして、教科担任に理由を述べて入室届を提出しなければならない。
- 6 登校後は、下校時まで外出してはいけない。ただし、やむを得ない理由により外出をする場合は、外出届を学級担任に提出して許可を得なければならない。

(文書配布、掲示、集会等について)

- 1 校内における文書の配布、掲示または集会を行う場合は、所定の手続きを経て、担当教諭を通じて許可を得なければならない。
- 2 集会を行う場合は、必ず担当教諭が付き添うものとする。

(施設、設備の利用について)

- 1 本校の施設、設備は大切に扱い、万一破損した場合は、学級担任または担当教諭に申し出なければならない。
- 2 臨時に施設、設備を利用する場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。
- 3 放課後、または土曜日、日曜日、祝日、長期休業日等（以下、休日等）において、本校の施設、設備を利用する場合は、原則として前日までに許可を得なければならない。また、休日等に登校した際は、担当教諭の指示に従わなければならない。

(所持品について)

- 1 身分証明書を常に携行するものとする。
- 2 貴重品や学習に不必要なものは持参しない。
- 3 金銭の所持、管理については各自が十分に注意をする。
- 4 遺失物、拾得物は、速やかに担当教諭に届け出るものとする。

(HR活動について)

- 1 HRはクラス集団として互いに協力して友情を深める場である。HR活動には積極的に参加しなければならない。
- 2 HRにはHR役員及び日直を置き、学校生活をより良く過ごせるために役割に応じた任務を果たさなければならない。
- 3 日直の仕事は以下のとおりとする。
 - (1) 授業終了後は、黒板をきれいに拭き、次の授業に備える。
 - (2) 学級日誌を記録する。
 - (3) 教室を常に清潔にし、学習環境の整備を行う。
 - (4) その他、HRで必要とされる仕事を行う。

2 校外生活

(外出について)

- 1 外出する際は行き先を明確にして、夜間外出する場合も22時までに帰宅しなければならない。

(出入り禁止の場所について)

- 1 パチンコ店などの遊技場、成人向け映画館及び主として酒類を提供する店舗等、高校生としてふさわしくない場所、または法律・条令により高校生または18歳未満の者の出入りが禁止されている場所へは保護者同伴でも出入りを禁止する。

(旅行、キャンプ等)

- 1 旅行、キャンプ、登山などの野外活動については保護者の許可を条件とし、計画表を付して所定の届出により許可を得なければならない。なお、冬山登山は禁止する。

(対外行事への個人参加について)

- 1 個人による学校外の大会や文化的行事等、外部団体の活動に参加する場合、並びに外部団体に所属する場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。ただし、学業に支障をきたすと判断された場合、及び高校生として望ましくないと判断されたものについては許可しない。

(アルバイトについて)

- 1 アルバイトは届出制とする。アルバイトを行う場合は「アルバイト届」を提出し、学校長に届け出ること。届出用紙は、本校のアルバイト規程を保護者と事業所責任者が了承した後に、必要事項を記入の上、提出すること。
- 2 アルバイト規程は次の通りとする。
 - (1) 学業が最優先であることを心得ること。
 - (2) 校則を遵守していること。
 - (3) 届出をしていること。
 - (4) アルバイトの内容が以下に該当しないこと（禁止事項）。
 - ① 1年生の夏季休業前までのアルバイト
 - ② 午後9時以降のアルバイト
 - ③ 定期考査1週間前とその期間中のアルバイト
 - ④ 酒類を主とした飲食店でのアルバイト（「居酒屋」として分類される店舗、スナックなど）
 - ⑤ 危険を伴うアルバイト（工事現場など）
 - ⑥ 自動車・二輪車等を使用するのアルバイト
 - ⑦ 風紀上好ましくないアルバイト
 - (5) 3年生で就職内定者の研修に関わるアルバイトについては、禁止事項を除き、本規程を適用せず、就職活動の一環として取り扱う（※進路指導部の管轄となる）。
- 3 手続きについて
アルバイトを希望する場合は、以下の手続きを踏むこと。
 - (1) アルバイトを希望する生徒は、HR担任にその旨を申し出る。
 - (2) HR担任は、申し出の内容を電話連絡等により保護者に確認し、生徒指導部長に報告する。
 - (3) 生徒指導部長が「アルバイト届」をHR担任に渡す。
 - (4) HR担任は、当該生徒に本校におけるアルバイトの規程を説明し、「アルバイト届」を生徒に渡す。
 - (5) 当該生徒は、「アルバイト届」に必要事項を記入し、事業所責任者の了承印の押印された届出用紙をHR担任に提出する。
 - (6) HR担任は、生徒から受け取った「アルバイト届」を生徒指導部長に提出する。
- 4 アルバイトの停止について
 - (1) 2の規程から外れた場合、HR担任が改善指導を行い、それでも改善しない場合はアルバイトの停止または取り消しとする。
- 5 補足
アルバイトに関わるその他の事項については、別途審議する。

(交通安全について)

- 1 本校生徒は常に道路交通法を遵守し、交通安全の意識を強く持って、事故のないよう心がける。

(自転車通学について)

- 1 自転車通学は届出制とする。年度初めの定められた期日までに届を提出し、許可シールを自転車に貼付しなければならない。
- 2 自転車は常に整備し、不良個所がないようにする。
- 3 自転車は自転車置き場に整然と並べる。
- 4 冬期間（学校が指定した期間）の自転車通学は禁止する。

(運転免許の取得について)

- 1 前途有望な青少年の悲惨な交通事故が多発している現状を踏まえ、生徒、保護者、学校が一体となり交通安全活動を推進し、交通事故防止の徹底を図る。
- 2 運転免許の取得は、許可制とする。ただし、自動二輪免許と原付免許の取得は、禁止する。
- 3 運転免許取得を希望する者は、保護者と十分に協議した上で所定の手続き後、学校と保護者が十分協議してその許可を得るものとする。
- 4 運転免許取得の条件は以下のとおりとする。
 - (1) 進路が決定していること。また、進路が未決定な者でも以下(2)および(3)の条件を満たしていれば2月の家庭学習期間以降は教習を認める。
 - (2) 後期中間考査後の成績会議において仮評定1がないこと。
 - (3) 欠課時数が実時数の20%を超えている科目がないこと。
 - (4) 通学期間は、9月16日以降とする。
 - (5) 仮免および卒業の検定は、学校休業日または家庭学習期間に受検することとし、本免の検定は卒業式の翌日以降に受検することとする。
 - (6) 通学できる学校は、本校の指定する自動車学校とする。
 - (7) 保護者が本校で実施する運転免許取得に関する説明会に出席すること。
 - (8) 生活態度や学習態度が良好であること。
 - (9) 高校生として良識ある態度で通学すること。

3 その他の事項

- 1 法律及び北海道青少年保護育成条例に定められている事項を厳守し、特に飲酒、喫煙及び賭事は厳に慎まなければならない。
- 2 外来者を校内に伴う場合は、学校の許可を得なければならない。
- 3 外部からの電話などの取次ぎは原則として行わない。止むを得ない場合のみ身内からの連絡は取り次ぐものとする。

平成17年4月 1日一部改正
平成21年4月 1日一部改正
平成26年4月 1日一部改正
平成28年3月31日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和3年3月12日一部改正
令和4年4月 1日一部改正
令和5年4月 1日一部改正

校則の見直しについては、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化などを踏まえ、状況に応じ生徒や保護者等へのアンケートを実施するなどし適切に対応するものとする。